

# 住居確保給付金の概要

- 離職・廃業や休業等により、住居を失うおそれが生じている方等に対して、住居確保給付金を支給することにより、安定した住まいの確保を支援する。

【実施主体】 都道府県・市・区等（福祉事務所設置自治体、906自治体）

【補助率】 3／4

【支給対象者】 ①離職・廃業後2年以内の者

②給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある者（※令和2年4月20日省令改正により支給対象者を拡大）

【支給要件】 ・収入要件：世帯収入合計額が①と②の合計額を超えないこと。

① 市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12

② 家賃額（但し住宅扶助特別基準額を上限とする）

※東京都特別区の収入要件（目安）：単身世帯：13.8万円、2人世帯：19.4万円、3人世帯：24.1万円

・資産要件：世帯の預貯金の合計額が上記①の6月分を超えないこと（但し100万円を超えない額）

※東京都特別区の資産要件（目安）：単身世帯：50.4万円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円

・求職活動等要件：公共職業安定所に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと

【支給額】 家賃額（但し住宅扶助特別基準額を上限とする）

※東京都特別区の支給額（目安）：単身世帯：53,700円、2人世帯：64,000円、3人世帯：69,800円

【支給期間】 原則3か月（求職活動等を誠実にやっている場合は3か月延長可能（最長9か月まで））

【支給方法】 賃貸住宅の賃貸人又は不動産媒介事業者等への代理納付

【事業スキーム】

